

〈史料紹介〉

大内氏家臣安富氏の関係史料について (二)

和田 秀 作

前稿⁽¹⁾に引き続き、大内氏家臣安富氏の家文書を紹介する。

今回紹介する「大内家御判物并奉書写 安富惣兵衛」

は、山口県文書館架蔵の近藤文庫「大内氏実録土代」巻十一に収められている一冊の古文書集⁽²⁾である。本来の表紙に「文久元年西五月」とあるから、文久元年(一八六二)安富惣兵衛が写したものを、近藤清石が入手して『大内氏実録』執筆の基礎史料としたものと考えられる⁽³⁾。

書写の方法は影写でなく謄写であるが、料紙の大きさに気を配り、裏書や後筆についても註記するなど、原文書のもつ情報を伝えようとした比較的良質な写である。

ここに含まれる文書は、すべて周防国熊毛郡光井保に拠った大内氏の有力家臣安富氏の庶子家光井氏に関わるものである。

管見では光井保と安富氏の関わりは永徳三年(一三八三)ごろから確認でき、光井保は安富氏が比較的早くから保持していた所領のうちの一つであった。ここを基盤とした安富石見入道高文が、在名により光井氏を名乗りはじめたようである。

ところで、この古文書集には応永十一年(一四〇四)から天文二十三年(一五五四)までの文書三十四点が収められているが、その大部分は年号を欠いている。

表1 発給者・内容別内訳

当主名	内容					発給者別内訳	計
	発給者	軍事	所領	識領	音信		
盛見	当主			1		1	1
持世	当主	8		1	1	10	11
	光井氏			1		1	
教弘	当主	1				1	1
政弘	—					0	0
義興	当主			1		1	6
	奉行人	5				5	
義隆	当主			2		2	13
	奉行人	10		1		11	
義長	当主			2		2	2
発給者別内訳	当主	9	7	1		17	34
	奉行人	15	1			16	
	光井氏		1			1	
計		24	9	1	0	34	34

(数字は点数)

そこで、これらの文書を発給者と便宜的に分類した内容に着目して大内氏当主の家督期間ごとにまとめてみると表1のようになる。

一見して明らかのように、时期的にかなり偏りがあるのが特徴である。例えば、持世期の文書が十一(このうち十点が持世発給の書状)と全体の三分の一近くを占めている。大内持世の家督は十年と短かった為、その発給文書は歴代に比べて少ないことを考えればまとまった分量といえる。

これに対して、教弘期のものは僅か一点、政弘期のものは一点も残されていない。表現を変えれば、持世最末期の嘉吉元年(一四四一)から明心九年(一五〇〇)までの約六十年間の史料が全く欠落している。

義隆期のものが十三点と一番数が多いが、大内氏歴代のうち当該期の史料が量的には最も恵まれていることかからずば特に不思議はない。また、義興期の六点の内五点が晩年の大永年間の安芸国遠征に関わるものである。

義長期のものは二点にすぎない。

つぎに内容に着目すると、武家文書らしく軍事活動に関わるものが二十四点と全体の七割を占めるのが特徴である。残り三割は、八朔の祝いに関する一点(九号文書)を除けばすべて所領・所職の給与・安堵・相続などに関わるものである。

また発給者に着目すると、大内氏当主のものが十七点、奉行人のものが十六点で、これ以外には光井氏自身による讓状が一点あるのみである。したがって、「大内家御判物并奉書写」という表題が示すように、まさに大内家から光井氏(安富氏)に与えられた判物や奉書の写を集めた文書群と言える。

以下、筆者の関心に沿って若干説明を加えておきたい。三・四・七・一一・一四―二一・二三・二四・二六―二八号文書などは、大内氏の相次ぐ遠征に従軍する中小規模の家臣の実態をうかがわせる好史料である。

光井氏が一時的に指揮下に入った軍事指揮官としては

大内氏家臣安富氏の関係史料について(二)(和田)

野田興方(一六号文書)、弘中興兼(一七号文書)、弘中隆兼(一八号文書)、内藤興盛(二一号文書)、陶持長(二四号文書)、冷泉隆豊(二六号文書)、麻生隆春(二七・二八号文書)などがあげられる。ほとんどが一国規模の代官や奉行人として名を連ねる大内氏の上層家臣である。大内氏の軍事編成を考えるうえでの良い素材となろう。

城に関する史料が目につくのも特徴の一つである。光井氏が普請に加わったり、在番したりした城で具体的に名前が知られるものを列挙すると、野津城(三号文書)、慶寿寺城(六号文書)、万代平城(一四・一五号文書)、草津城(一七・一八号文書)、新城(一九号文書)などがある。所在地が特定できないものもあるが、城名が明記された事例となろう。城番衆が病氣等で不具合な場合は「乗物」による登城が許されたことが具体的にわかるのも興味深い(二二・二五号文書)。

軍事編成に関連して「阿武郡衆」にも注目しておきたい(二七・二八号文書)。

大内氏領国で郡名(もしくはそれに類する地域呼称)を冠して称される集団としては、安芸国の「西条衆」や豊前国の「宇佐郡衆」などがある。これらは、いずれも大内氏領国の周辺部(8)に大内氏とその對抗勢力との境目に位置している。こういった地域は帰属が不安定であるがゆえに、その構成員は離合集散を繰り返す反面、時には結束して権力から自立的な動きをする場合もあるという特質をもっている。

阿武郡は長門国に属するが、石見国に隣接し、政治的・経済的にも石見国と大変関わりが深い。十五世紀初めには、分郡として長門国守護(ほとんどの場合大内氏当主)とは別人に与えられた場合があったことも確認できる。(9)もつと遡れば、一郡全域がほぼ阿武御領という皇室領であつたとされるような、長門国のなかでも特異な性格をもつ地域であつた。

「阿武郡衆」とは長門国にあつて地理的にも歴史的にも特異な性格を有する阿武郡に基盤をもつ大内氏被官た

ちの総称であると考えられる。それゆえ、彼らは境目地域特有の結びつきを持つていたと考えられ、大内氏はそういう日常的な地域的結合を戦時における軍事編成にも利用していたと推測される。(10)

二九号文書は、光井兼種一跡をめぐつて弟の光井隆貞と養子の村上隆号が争つた際の判決結果を伝えた裁許状である。

ここでは「衆評」という語が注目される。研究史では、大内氏の「衆評」(11)は評定は当主臨席のもと評定衆によつて構成され、司法・立法・行政の三機能を持つ、大内氏の最高議決機関であるとの評価が与えられている。しかし、ここでの「衆評」は文脈から奉行人による評定であるとするのが素直な解釈であろう。奉行人やいわゆる「評定衆」の概念にもよるが、史料上の「衆評」がすべて「評定衆」によるものでなかつたことをこの史料は示してくれる。(12)

最後に、一五号文書は軍役奉公の恩賞として窮乏した

家臣を対象に個別に徳政令が出された事例である。この史料については布引敏雄氏の研究があるのでそれを参考にされたい。

なお、この「大内家御判物并奉書写 安富惣兵衛」は、これまで一部が自治体史に収録されたり、研究論文等にも引用されているが、研究者の利便を考え、あえて全文書を翻刻した。

註

(1) 拙稿「大内氏家臣安富氏の関係史料について(一)」(山口県文書館研究紀要)二七号、二〇〇〇年。

(2) 「大内氏実録土代」は、大内氏研究の先駆者である近藤清石が『大内氏実録』を著す際に収集した古文書の写をまとめた、いわば『大内氏実録』の史料編にあたる。請求番号は「近藤清石文庫」九八(二〇の二一)である。

(3) 安富惣兵衛は萩藩士の安富氏と考えられるが、詳細は不明。この時期に文書を筆写した理由も近藤清石がそれを入手した

大内氏家臣安富氏の関係史料について(二)(和田)

経緯も不明で、今後の検討課題である。

(4) 「大内家御判物并奉書写 安富惣兵衛」三四号文書。以下、本史料所収の文書は、本文中で文書群名を省略し「三四号文書」の如く記す。なお、冠天満宮に伝わる天文十八年(一五四九)の銘の棟札では安富氏の光井保下向を宝治元年(一二四七)のこととしている(写は「防長寺社由来」二巻 熊毛宰判、二二七―二二八頁)。

(5) 管見では、大内持世の発給文書は今回紹介する十一点を除けば六十八点程度。

(6) 「久芳家文書」(写は岡一一七久芳六三号)ほか。

(7) 「佐田家文書」九八号(熊本県史料)中世編二、二二二頁)ほか。

(8) 東西条は大内氏の安芸国支配の橋頭堡で、武田氏や尼子氏と争奪の対象ともなつた分郡である。宇佐郡は、豊後国と境を接し、戦火を交えた際には大友氏から最初に攻撃目標とされ、その支配下に置かれたこともある地域である。

(9) 大内満世が、応永年間弘茂が長門国守護のときに分郡主と

なっている(『益田家文書』巻五三、「満濟准后日記」永享三年九月三日条(『山口県史』史料編中世1、九六頁))。大内武治も、長祿年間教弘が守護のときにその可能性がある(関八二末武二号)。

(10) このような軍事編成のあり方は、一般的には臨時に編成された部隊よりも軍事的効果が高かったと考えられるが、情勢によっては一部隊がそのまま敵方へ寝返ってしまうという危険性ははらんでいる。事実「西条衆」の場合、その大部分が戦線離脱して集団で敵方へ寝返ってしまったことがある(前掲註6「久芳家文書」)。なお、「阿武郡衆」の構成員やその日常的な結合についての実態は不明である。今後の課題としたい。

(11) 佐伯弘次「大内氏の評定衆について」(『古文書研究』一九号、一九八二年)。

(12) 奉行人による「衆評」が行われていたことは他にも所見がある。例えば「毎月三箇度、於奉行人宅所輪番令会合、御世務方其外諸篇、可遂衆評之事」(『大内氏掟書』八一条(『中世法制史料集』三巻 武家家法I 岩波書店、一九六五年))。

「奉行人中被衆評之処」(『西光寺文書』(写は「防長寺社由来」七巻、二六七頁。衆評の部分は原文書で確認した。))など。

(13) 布引敏雄「戦国大名大内氏の徳政令」(『山口県地方史研究』四九号、一九八三年)二〇頁。

(14) 例えば、『広島県史』古代中世資料編V、『光市史』、布引敏雄前掲註13論文など。

凡例

一 字体は、常用字や人名用漢字は新字体にあらためた。それ以外の漢字(いわゆる表外漢字)や一部の変体仮名には、原文の字体を残したものもある。

一 校訂者の加えた註のうち、校訂註には(一)、説明註には(一)や○を用いた。

一 ウハ書など本文以外の部分は「」で括った。

大内家御判物并奉書写

安富恕兵衛

一 大内持世書状写

〔(モトウハ書) 光井兵庫助殿

面々御中

持世

承候趣得其意候、着到披見候、城誘事、不可有無念候、

恐々謹言、

五月十一日

持世 御判

光井兵庫助殿

面々御中

○この文書は、嘉吉元年以前のもと思われる。

二 大内持世書状写

城誘事奔走候由承候、悦入候、就中夜まちの事肝要候、ひるも通候由申候、日夜またせらるへく候、返々不可有油断候、恐々謹言、

五月十三日

持世 御判

大内氏家臣安富氏の関係史料について (二) (和田)

光井兵庫助殿

杳尻左馬助殿

○この文書は、嘉吉元年以前のもと思われる。

三 大内持世書状写

〔(モトウハ書) 野津城衆御中

持世

敵勢かけ見へ候由承候、得其意候、只今自是も遣野臥候、

時宜重而可承候、恐々謹言、

五月十三日

持世 御判

○この文書は、嘉吉元年以前のもと思われる。

四 大内持世書状写

番立大略下着候之処、遅参如何様之次第候哉、早々可被馳下候、恐々謹言、

六月一日

持世 御判

光井兵庫助殿

大内氏家臣安富氏の関係史料について (二) (和田)

七四

○この文書は、嘉吉元年以前のもと思われる。

五 大内持世書状写

進進之趣得其意候、一左右之間者、相構可逗留候、時宜重々可承候、恐々謹言、

七月十三日

持世 御判

光井兵庫助殿

坪井伊勢守殿

○この文書は、嘉吉元年以前のもと思われる。

御違例事、此間如何様候哉、無心元候、有養性下向候者、可然候、兼又兵庫助今度高名之至候、疵煩敷候由承候、能々可有療治候、恐々謹言、

五月九日

持世 御判

光井石見入道殿

○この文書は、嘉吉元年以前のもと思われる。

六 大内持世書状写

慶壽寺城誘事、可有奉行候、如何にも早々事行候者、喜入候、委細秀家可申候、恐々謹言、

九月廿九日

持世 御判

光井兵庫助殿

其方事承候、驚入候、殊御在所事無念之至候、不審等細々可承候、恐々謹言、

六月廿七日

持世 御判

光井石見入道殿

○この文書は、永享年間後半のもと思われる。

九 大内持世書状写

誠八朔慶賀珍重候、抑太刀給候、目出候、随而太刀一腰

進之候、表祝儀候、恐々謹言、

八月一日

持世 御判

光井石見入道殿

感悦之至候、恐々謹言、

七月廿九日

教弘 御判

○この文書は、永享十二年以前のもと思われる。

一二 光井盛勝讓状写

讓与

今度事、不慮子細候、定御同心候哉、山口事如此成行候、是も去五日進発候、近日山口へ可罷着候、早々以面今度之式申述度候、尚々更難尺状候、毎時期面上候、恐々謹言、

(永享四年)

三月十二日

持世 御判

安富石見入道殿

周防国熊毛郡光井保東方一分地頭職之事、盛勝重代相伝之私領也、然者相副 持世殿御判并高文禪門手繼、依為摘子二王丸讓与畢、就中母妙寿仁奉讓田畠之事、一期後者次男又王法師可被讓旨申置候、成思水魚公役等可勤仕、仍為後証讓状如件、

永享十二年 庚申二月五日

盛勝 判

光井二王丸殿

一一 大内教弘感状写

去三月以来於芸州所々長々在陣、殊同月廿一日釈迦岳追落之合戦之時、右田石見守貞俊・安富備後守行恒相共被詰上候、仍被疵候、次己斐城連日戦防之間被致粉骨候、

一三 大内義興袖判継目安堵状写

父石見入道敬正所帶事、去長祿二年九月九日・文明十年八月廿二日・延徳三年十一月三日三箇度讓補状炳焉也、

御判 義興公

猶為令無相違、不謂前後判不可改變之旨別而載文章上者、任遺約之光井孫三郎護孝相統所令領承之狀如件、
文龜元年五月廿七日

此旨質物并沽却地等事悉可被進止候、万一寄事於德政有非法之儀之由於有訴申仁者、可被遂糺明候、可被存旨之由候、恐々謹言、
〔天文元年カ〕 十月廿八日
〔貫〕 武助 判
〔内應〕 正朝 同

一四 大内氏奉行人連署奉書写

〔豊前國下毛郡〕
至万代平御城可被差籠候、不日被登城野仲五郎被申談馳走可為肝要候、於遲々者不可有通路候、繼夜於日可被馳籠之由候、恐々謹言、
〔天文元年カ〕 七月廿六日

〔主下カ書〕
「光井三郎次郎殿

裏二
内藤彦次郎
貫越中守」

七月廿六日

〔貫〕 武助 判
〔内應〕 正朝 同

〔杉〕 興重 同

光井三郎次郎殿

一六 大内氏奉行人杉興重奉書写
兩人事、被相副野田兵部少輔候、每時任彼儀馳走可為肝要之由候、恐々謹言、
〔大永七年カ〕 正月晦日
興重 判

一五 大内氏奉行人連署奉書写

〔光土〕 兼種事、為親父兵庫助代芸石在陣在城之上、今度至万代平御城俄被差籠之条、旁以就窮困之儀、德政愁訴之通令披露、被成御心得候、仍御法度物一卷封裏被写遣候、守

光井三郎二郎殿
〔兼種〕
野原三郎殿
〔有祐カ〕

一七 大内氏奉行人連署奉書写

去年大永 以來令隨逐弘中々務丞、於草津于今在城誠神妙之旨、先以得其心能々可申之由候、弥忠節肝要候、恐々謹言、
〔安芸國佐西郡〕
〔興重〕
〔大永四年〕 六月七日
〔神代〕 武総 判
〔野田〕 興方 同

一九 大内氏奉行人杉興重奉書写

〔安芸國佐西郡〕
於新城可被差籠候、被成其覚悟、任野田兵部少輔裁判在城可為肝要之由候、御城衆事重々可被相加之由候、每時被申談馳走可為肝要之旨候、恐々謹言、
〔興方〕
〔大永七カ書入有之〕 二月八日
興重 判

光井三郎次郎殿

二〇 大内氏奉行人連署奉書写

一八 大内氏奉行人連署奉書写
〔安芸國佐西郡〕
去五日至草津敵出張之時、僕從新衛門被矢疵右脇由、弘中小太郎注進之通令披露訖、神妙之由所被仰出也、仍執達如件、
〔兼種〕
〔大永六年七月九日〕

長々在城辛勞之段雖御推察候、先被在城每時小幡四郎被申談馳走可為肝要候、替事可被仰付候、猶以江口与三左衛門被仰出候、恐々謹言、
〔杉〕 興重 判
〔野田〕 興方 同
〔大永八カ書入有之〕 八月廿二日

大永六年七月九日

〔杉興重〕 兵庫助 判
〔野田興方〕 兵部少輔 同

光井三郎二郎殿

光井三郎次郎殿

二一 大内氏奉行人連署奉書写

至石州内藤彈正忠興盛被差遣候、仍兼種事、興盛可有同

道之由候、不可有遅々候、恐々謹言、

十一月廿二日

(沼田) 興国 判
(杉) 興重 同
(宗俵) 正氏 同

光井三郎次郎殿

○この文書は、享祿元年〜天文元年のものと思われる。

(福杜) 房康注進之通令披露候、尤神妙之由得其心可申之由候、

恐々謹言、

(天文九年カ) 五月廿九日

(貫) 武助 判
(杉興重) 宗長 同

光井兵庫允殿

二四 大内氏奉行人連署奉書写

至芸州俄出陣之儀被仰出候、(持送)陶兵庫頭令同道可有馳走之

由候、恐々謹言、

(天文六年カ) 正月十三日

(吉見) 頼郷 判
(杉) 興重 同

光井兵庫允殿

判馳走可為肝要之由候、恐々謹言、

十月廿二日

興勝 判

光井三郎次郎殿

○この文書は、天文年間前半のものと思われる。

二三 大内氏奉行人連署奉書写

去五日至佐東河口動之時、(安芸国佐東郡)人数等別而馳走之由、(宇野カ)隆定、

二五 大内氏奉行人杉宗長(光井隆貞カ)重奉書写
依兼種(光井)欲楽、為名代弟彦三郎被申付、雖御城番勤候、彼
仁事無然々之候、然者欲楽少得減候之間、以乗物登城之
由注進之通令披露候、被成 御心得候、御城番以下弥

馳走可為肝要之由候、次宇野修理進書状二通返進申候、

恐々謹言、

正月廿四日

(杉興重) 宗長 判

光井兵庫允殿

○この文書は、天文九年〜天文二十年のものと思われる。

二六 大内氏奉行人連署奉書写

去月十五日於予州中途表動之時、郎從秋友左兵衛被矢疵

右胸之由、(谷忠)隆豊注進到来遂披露畢、尤神妙之由所被 仰

出也、仍執達如件、

天文十五年九月十三日

(菅景隆著) 右京進 判
(杉宗長) 沙 弥 同
(陶隆房) 尾張守 同

光井兵庫允殿

二七 大内氏奉行人連署奉書写

被副遣麻生土佐守候為阿武郡衆替、周防衆内少々只今被

大内氏家臣安富氏の関係史料について (二) (和田)

飯田弥五郎殿

○この文書は、享祿元年〜天文五年のものと思われる。

二八 大内氏奉行人連署奉書写

被副遣隆春候為阿武郡衆替、光井三郎次郎事被差遣候、

動等之儀、毎時可有裁判事肝要之由候、恐々謹言、

七月十六日

(沼田) 興国 判
(内藤) 正朝 同

○この文書は、享祿元年〜天文五年のものと思われる。

二九 大内氏奉行人連署奉書写

舍兄兵庫允兼種一跡事、村上内蔵丞相吉息新三郎隆号、

大内氏家臣安富氏の関係史料について (二) (和田)

八〇

為養子雖申談之給地相続、御案内之時実子之由申掠奉書給置之間、被尋聞召之、猶事实者兼種存生中不請御下知之、任御法度之旨、彼所帶之事非無由緒之条、可預御扶持之由隆貞言上之通、以数通証文遂披露之、(村上)对隆号被成御尋之、讓状并一跡相続御領納奉書等出带分者、隆貞申所無相違者也、此等之次第对奉行人御尋之処、衆評之趣、既隆号上進証跡養子段無紛之上者、被任先条可被成御裁許由各言上之、無余儀被 思召之条、兼種給地同家財以

可令早領知周防国熊毛郡光井東方六拾石・同郡麻合内拾石・玖珂郡楯杜内拾石地等事
右以件人所宛行也者、早守先例可領知之状如件、
天文廿年卯月十二日

下事被充下隆貞畢者、早被全知行可被抽奉公忠之由、依仰執達如件、
天文廿年卯月七日

三二 大府宣写
大府宣 大宰府在庁官人等

(吉見與滋) 備 中 守 判
(冷泉隆徳) 左衛門少尉 同

可任早庁宣管豊前国築城郡椎田村内新開五段・同国下毛郡島名五段廿五代地等事
右以源隆貞所宛行也者、在庁官人等宜承知依宣行之、以宣、
天文廿年卯月十二日

光井雅樂允殿
(隆貞) 光井雅樂允殿

大式多々良朝臣 御判按 義隆公

三〇 大内義隆袖判下文写
御判按 義隆公

三二 大内晴英義長袖判安堵状写
御判按 義長公

下
光井雅樂允隆貞

周防国熊毛郡光井保東方六拾石足・同国同郡麻合拾石足

・同国玖珂郡楯杜拾石足・豊前国下毛郡島名内五段・同国築城郡新開五段事、任代々証判等之旨、光井雅樂允隆貞領掌不可有相違之状如件、
天文廿一年七月廿二日

三三 大内義長袖判繼目安堵状写
御判按 義長公

雅樂允隆貞一跡事、任去天文廿一年七月廿二日裁許之旨、光井弥三郎榮和可相続之状如件、
天文廿三年六月廿九日

三四 大内盛見安堵状写
(熊毛郡) 周防国光井保福泉庵住持職・同免田島等事、座珍大師永代可有領掌之旨、安富周防入道正金永徳三年八月日寄進状炳焉也、加之被申成香積寺殿御証判上者、不可有他妨任先例寺務不可有相違之状如件、
天文十一年三月十五日

多々良 御判按 盛見公

大内氏家臣安富氏の関係史料について (二) (和田)

八一